

## 復興特別所得税についてのお知らせ

平成23年12月2日に交付された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、預金利息等の支払の際、所得税額に2.1%の「復興特別所得税」が付加されることになりました。

### ○当金庫で「復興特別所得税」の課税対象となる主な預金商品

預金の種類	復興特別所得税の対象となるお利息等
普通預金	平成25年1月1日以降にお支払いするお利息 ※利息計算期間内のお利息につきましては、一律復興特別所得税の対象となります。
貯蓄預金	
定期預金	平成25年1月1日以降の満期時および中間利払時、解約時にお支払いするお利息 ※平成24年12月31日以前にお預け入れされました定期預金のお利息につきましても、一律復興特別所得税の対象となります。
定期積金	平成25年1月1日以降の満期時にお支払いする給付補填金または、中途解約時にお支払いするお利息相当額 ※平成24年12月31日以前にご契約されました定期積金の給付補填金またはお利息相当額につきましても、一律復興特別所得税の対象となります。

### □復興特別所得税を付加した税率

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで
<b>20%</b> 国 税 15% 地方税 5%	<b>20.315%</b> 国 税 15.315%(注) 地方税 5%

(注)復興特別所得税分  $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$

- ・上記は、三条信用金庫で源泉徴収を行う主な預金商品について記載しています。
- ・公共債・投資信託の金融商品につきましても復興特別所得税が課されます。
- ・記載されている税制の説明は一般的な内容です。課税の詳細につきましては、お住まいの税務署にご確認ください。

## 三条信用金庫